

令和6年11月29日

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市環境総合審議会

会長 藤原 健史

岡山市環境保全条例の改正について（答申）

令和5年11月6日付け岡環保第3656号で諮問のありました表記のことについて、本審議会において慎重に審議、検討を重ねた結果を別紙のとおり答申します。

答申

「岡山市環境保全条例」の改正について

1 はじめに

令和5年11月6日、岡山市長から本審議会に対し、近年顕在化している新たな環境課題への対応を図るための「岡山市環境保全条例」の改正について諮問がなされ、以下のとおり3回にわたり審議を進めてきました。

その結果、次のとおり結論を得たため、ここに答申します。

2 審議経過

令和5年度 第1回 岡山市環境総合審議会

開催日時 令和5年11月6日（月）午前9時30分から午前11時30分まで

審議事項 岡山市環境保全条例の改正方針について

審議内容 岡山市環境保全条例の改正方針についての意見聴取

令和6年度 第1回 岡山市環境総合審議会

開催日時 令和6年5月29日（水）午前10時から午前11時40分まで

審議事項 岡山市環境保全条例の改正及び岡山市環境基本条例の制定について

審議内容 岡山市環境保全条例の改正案及び岡山市環境基本条例の制定案についての意見聴取

令和6年度 第2回 岡山市環境総合審議会

開催日時 令和6年10月25日（金）午後2時から午後4時まで

審議事項 岡山市環境保全条例の改正及び岡山市環境基本条例の制定について

審議内容 パブリックコメントの実施結果及び答申（案）についての意見聴取

3 基本的な考え方

岡山市では、昭和 41 年に「岡山市公害防止条例」を制定、昭和 48 年に全面改正し、国、県等の各種公害規制に関する規定を踏まえ、地域生活に直結するレベルの行政を担う市の立場から、きめの細かい環境保全行政を進めてきた。

その後、日常生活や事業活動を原因とした地球規模の環境問題がクローズアップされたことから、環境にやさしいまちづくりの実現を目指して、平成 12 年に従来の岡山市公害防止条例を発展させ、新たに「岡山市環境保全条例」を制定した。

制定以降、本条例については、平成 16 年に「生物多様性保全」と「緑の保全及び育成」に関する規定の追加、また、公害規制に関する罰則の改正を行ったが、理念や基本的施策に相当する規定についての改正は行われていない。

この間、近年では、令和 2 年 10 月の菅総理大臣（当時）による「2050 年カーボンニュートラル宣言」や 令和 3 年 7 月の G7 サミットにおける「30by30 目標」への合意など、環境政策の転換・強化が行われ、更には、海ごみといった新たな環境課題も発生している状況である。

岡山市は、平成 30 年 6 月「SDGs 未来都市」に選定されており、環境行政においても、SDGs の視点を踏まえ、新たな課題に対し、本格的に取り組んでいくことが必要になっている。

また、環境の保全に係る条例は、基本理念や施策の基本となる事項を「環境基本条例」とし、公害防止等に係る具体的な手続きや規制の規定を「実施条例」として別個に制定するのが通例であるが、岡山市では現行の「環境保全条例」の中に両者が混在し、わかりにくい条例体系となっている。

以上を審議の主な考え方とした。

4 審議結果

国内外の社会的変化を的確に捉え、条例が時代に即した内容となり、かつ条例体系が明確なものとなるようにとの観点から慎重に検討を行った。

現行の環境保全条例を見直すとともに、環境の保全に係る理念や施策の基本となる事項を分離し、新たに時代の潮流をとらえた「環境基本条例」を制定することは妥当である。

条文については、次の意見を付帯する。

付帯意見

条文については、可能な限り市民にとって理解しやすい表現に努めること。

5 条例体系

岡山市環境保全条例（改正）

岡山市環境保全条例（改正後）	岡山市環境保全条例（改正前）
	前文
第1章 総則（第1条－第6条）	第1章 総則（第1条－第6条）
第2章 削除	第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等 第1節 施策の策定等に係る指針（第7条） 第2節 総合的推進のための施策（第8条－第12条） 第3節 効果的推進のための施策（第13条－第25条） 第4節 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制（第26条）
第3章 環境の保全に関する重点的施策等 第1節 総合的推進（第27条） 第2節 生物多様性の保全（第29条－第29条の20） 第2節の2 緑の保全及び育成（第30条－第30条の19） 第3節 都市生活活動からの環境の保全（第31条－第37条） 第4節 事業活動からの環境の保全（第38条－第52条）	第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等 第1節 地球環境の保全（第27条・第28条） 第2節 生物多様性の保全（第29条－第29条の20） 第2節の2 緑の保全及び育成（第30条－第30条の19） 第3節 都市生活活動からの環境保全（第31条－第37条） 第4節 事業活動からの環境保全（第38条－第52条）
第4章 削除	第4章 環境の保全に関する審議会（第52条の2－第52条の8）
第5章 雑則（第53条－第57条）	第5章 雑則（第53条－第57条）
第6章 罰則（第58条－第68条）	第6章 罰則（第58条－第68条）
附則	附則

岡山市環境基本条例

岡山市環境基本条例	岡山市環境保全条例（改正前）
前文	前文
第1章 総則（第1条－第6条）	第1章 総則（第1条－第6条）
第2章 環境の保全に関する基本的施策等 第1節 施策の策定等に係る指針（第7条） 第2節 総合的推進のための施策（第8条－第12条） 第3節 効果的推進のための施策（第13条－第25条） 第4節 環境の保全に関する施策を推進するための体制（第26条）	第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等 第1節 施策の策定等に係る指針（第7条） 第2節 総合的推進のための施策（第8条－第12条） 第3節 効果的推進のための施策（第13条－第25条） 第4節 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制（第26条）
	第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等

第5節 地球環境保全（第27条－第28条）	第1節 地球環境の保全（第27条・第28条） 第2節 生物多様性の保全（第29条－第29条の20） 第2節の2 緑の保全及び育成（第30条－第30条の19） 第3節 都市生活活動からの環境保全（第31条－第37条） 第4節 事業活動からの環境保全（第38条－第52条）
第3章 環境の保全に関する審議会（第29条－第35条）	第4章 環境の保全に関する審議会（第52条の2－第52条の8）
	第5章 雑則（第53条－第57条）
	第6章 罰則（第58条－第68条）
附則	附則

6 おわりに

岡山市は、この答申内容を基に条例改正を行うとともに、岡山市環境基本条例の理念の実現に向け、施策の推進に努めてください。